令和5年度静岡県社会福祉協議会 子どもの居場所応援基金事業費助成金 募 集 要 領

子どもの居場所の運営を支援するため、子どもの居場所を運営する団体等に対し、助成金の交付を行います。

1 対象となる者

静岡県内で、子どもの居場所を運営する個人、団体(法人又は任意団体)。ただし、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している場合は対象外とします。 また、年間6回以上の実施があることが必要です。

【本事業における「子どもの居場所」の定義】

無料又は低額な料金で地域の子どもを対象に行う活動で、次のいずれかに該当するもの。ただし、自治体の委託により実施する事業は対象外とします。

- ・子ども食堂:食事の提供
- ・学習支援:学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援
- ・遊び場の提供:自由に遊び、くつろぐことができる場の提供
- ・その他、子ども同士または地域住民との交流等を行う場の提供

2 対象経費と助成上限額

(1) 対象経費

食料費、消耗品費、備品購入費、光熱水費、使用料、賃借料その他社会福祉法 人静岡県社会福祉協議会(以下、県社協)の会長が必要と認める経費。ただし、 スタッフの人件費と交通費は除きます。

(2) 助成上限額

予算総額の範囲内において、1団体(又は個人)につき 10万円(実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額)

※ ト限額は申請団体数に応じて減額する場合があります。

3 事業の実施期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

4 応募方法

(1) 応募期間

第1期:令和5年9月29日(金)まで ※<u>消印有効</u> 第2期:令和5年12月22日(金)まで ※<u>消印有効</u> (予算の関係により期限前に締め切る場合があります。)

(2) 応募手続き

以下の書類を、下記提出先まで郵送又は持参するか、電子メールで送信してください。

なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで とします。

【提出書類(各1部)】

ア 交付申請書 (静岡県社会福山協議会子どもの居場がお選金事業費助成金交付要綱 様式第1号)

ウ 収支予算書(# 様式第3号)

◎交付要綱、申請様式等は、県社協ホームページからダウンロードできます。

http://shizuoka-wel.jp/kodomokikinhojyokin/



- ◎インターネット環境が整っていない方は、郵送にて下記問い合わせ先に返信用封筒(角2封筒に返信用切手220円を貼付)を同封し、申請書類を請求してください。
- ◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

5 助成事業者の採択

県社協会長は、対象事業者要件、事業内容の妥当性等の観点から審査を行い、助 成事業者を採択し、交付決定をします。

6 事業の報告

(1)報告期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月10日(水)のいずれか早い日まで

(2)報告方法

以下の書類を、下記提出先まで郵送又は持参するか、電子メールで送信してください。

【提出書類(各1部)】

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

7 助成金の申請から支払いまでのスケジュール

	第1期	第2期
事業実施期間	令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)	
交付申請の提出	令和5年9月29日(金) 消印有効	令和5年12月22日(金) 消印有効
交付決定通知	令和5年10月下旬頃	令和6年1月下旬頃
概算払い請求書の提出	別に定める日まで	
助成金の支払い	概算払請求書受領日から 30 日以内	
実績報告書の提出	事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は 令和6年4月10日(水)のいずれか早い日まで	
交付確定通知	実績報告書類受領日からおおむね 1 か月後	
助成金の返金 (該当者)	別に定める日まで	
消費税仕入控除税額等 の報告(該当者)	確定申告により消費税仕入控除税額等が確定した後速やかに	

8 留意事項

- (1)提出された応募書類等は返却しません。
- (2) 助成対象経費は、事業実施期間中に支払ったものが対象です。

9 助成金交付先の公表

(1)助成金を交付した個人及び団体について、団体等概要(要綱様式第4号)の活動名、開催場所(所在地)及び助成額をホームページ等で公表する場合があります。

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

福祉企画部 地域福祉課(増井・松浦)

TEL: 054(254)5224 FAX: 054(251)7508

E-mail: kodomo@shizuoka-wel.jp